玉 監 第 233 号 令和6年3月26日

請求人(氏 名 省 略) 様

玉野市監查委員 山 辺 貴久男 玉野市監查委員 三 宅 宅 三

玉野市職員措置請求に係る監査の結果について (通知)

令和6年1月31日付けで地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づき提出された玉野市職員措置請求について、監査した結果を同条第5項の規定により下記のとおり通知する。

第1 請求の受理

- 請求人の住所・氏名 (住所省略・氏名省略)
- 2 請求書の提出日令和6年1月31日
- 3 請求の要件審査

本件請求については、法第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、令和 6年2月5日にこれを受理した。

- 4 請求の要旨
- (1) 令和6年1月31日付け本件措置請求書、及び法第242条第7項の規定に基づき、令和6年2月9日に実施した請求人の陳述の内容を総合した要旨は次のとおりである。

玉野市は、令和5年度に有害鳥獣駆除業務(わな管理業務、及び巻き狩り・ 緊急出動対応業務)を一般社団法人玉野駆除会に委託している。

また、有害鳥獣対策員として、岡山県岡山地区猟友会玉野分会会員3名を雇用している。

あわせて、玉野市鳥獣被害対策関係事業補助金等交付要綱により、有害鳥獣 捕獲奨励金を支出している。

有害鳥獣駆除業務(わな管理業務)の内容は、主として、イノシシ捕獲用わなの管理(餌の調達、餌まき、見回り、捕獲した個体の止め刺し、処分場までの運搬、処分、捕獲わな及び捕獲わな周辺の管理)である。

- ① 有害鳥獣駆除業務(わな管理業務)は、有害鳥獣対策員の業務(有害鳥獣対 策業務)と重複し二重に支出している。
- ② 有害鳥獣捕獲奨励金は、計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため交付するもので、この被害防止施策は、有害鳥獣駆除業務に含まれており、二重に支出している。
- ③ 有害鳥獣駆除業務(巻き狩り・緊急出動対応業務)のうち、巻き狩り業務で 捕獲したイノシシ等に対して、有害鳥獣捕獲奨励金を重ねて支出することは 適切でない。
- ④ 有害鳥獣駆除業務(巻き狩り・緊急出動対応業務)のうち、緊急出動対応業務は、市が雇用する有害鳥獣対策員が対応しており、委託料で支払うのは適切でない。

以上のことから、同一の業務に対して、委託料と奨励金及び人件費が支払われていることになり、重複払いに相当する金額の返還を求める。

(2) 請求の要旨に添付された事実を証する書面等

- ①令和6年1月29日付け玉農第1389号部分開示決定通知書の写し
- ②一般社団法人玉野駆除会と締結した令和5年度有害鳥獣駆除業務委託契約 書及び仕様書の写し
- ③有害鳥獣対策員3名分の令和5年度任用通知書の写し
- ④令和5年度作成の玉野市鳥獣被害防止計画
- ⑤愛媛県作成の令和5年度指定管理鳥獣 (ニホンジカ) 捕獲等業務 〔石鎚山 系〕仕様書
- ⑥令和5年6月議会及び11月議会の議事録(抜粋)
- ⑦令和6年3月1日付け玉農第1576号開示決定通知書の写し

- ⑧令和5年度岡山県岡山地区猟友会玉野分会が請求の有害鳥獣捕獲奨励金請求 書の写し
- ⑨上記の交付決定通知書の写し
- ⑩令和5年度国、県奨励金の交付申請書の写し
- ⑪上記の交付決定通知書の写し
- ⑫玉野市鳥獣被害対策関係事業補助金等交付要綱
- [3]鳥獸被害防止総合対策交付金実施要領(抜粋)

これら事実を証する書面については、請求人から提出されているが、本件監 査結果では添付を省略する。

第2 監査の実施

1 監査対象機関の特定

本件請求書においては、請求人によって法第 242 条第1項の規定に基づく請求対象者の具体的な氏名は指定されていないが、請求書及び事実証明書全体から、監査対象部課を玉野市産業振興部農林水産課とする。

2 請求人の陳述等

(1) 法第 242 条第7項の規定に基づき、令和6年2月9日に請求人の陳述を行ったところ、請求人から新たな事実を証する書面を後日提出する旨の陳述があった(令和6年3月5日提出)。

(2) 陳述等の概要

請求書のとおり

3 農林水産課職員の陳述

農林水産課に関係書類の提出を求めるとともに、令和6年2月19日に農林水産課職員の陳述の聴取を行い、本件請求に係る鳥獣被害対策事業の概要及び有害鳥獣対策員3名の業務内容、有害鳥獣駆除業務委託及び有害鳥獣捕獲奨励金の請求から決定に至るまでの事務処理及び支出事務等について説明を受けた。

4 事実関係の確認

(1) 有害鳥獣の捕獲事業の背景

ア 国の制度

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため、平成 20 年 2 月に「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(以下「特措法」という。)を施行し、「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱」(平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9423 号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。)及び「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領」(平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9424 号農林水産省生産局長通知。以下「国実施要領」という。)を定め、農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するための経費を助成している。

イ 県の制度

前述の国実施要綱及び国実施要領を受け、県では「岡山県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」(平成 22 年 4 月 1 日付け農振第 3 号農林水産部長通知。)及び「岡山県鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領」(平成 22 年 4 月 1 日付け農振第 4 号農林水産部長通知。)を定め、市町村が行う事業に交付金を交付している。

ウ 市の制度

一般社団法人玉野駆除会は、特措法第4条の2に規定された玉野市鳥獣被害防止対策協議会の構成団体であり、本市と有害鳥獣駆除業務(わな管理業務、巻き狩り・緊急出動対応業務)について業務委託契約を締結し、地域の農林水産業への被害防止及び地域住民の安全確保に対応している。

また、岡山県岡山地区猟友会玉野分会及び玉野市内の5つの地区に組織されたイノシシ捕獲隊は、玉野市鳥獣被害対策関係事業補助金等交付要綱(以下「市交付要綱」という。)に定める補助事業者として、捕獲個体の処理実績に応じた有害鳥獣捕獲奨励金の交付を受け、イノシシ等による農作物への被害を防止し、農業経営の安定を図っている。

なお、有害鳥獣捕獲奨励金は市単独分に加えて、平成 24 年度より県制度分を、また平成 29 年度より国制度分を加算交付しており、補助事業者は、当初は岡山県岡山地区猟友会玉野分会のみであったが、令和 2 年度よりイノシシ捕獲隊に対しても、有害鳥獣捕獲奨励金を交付している。

- 5 請求要旨に対する調査結果
- (1) 市が一般社団法人玉野駆除会へ委託する有害鳥獣駆除業務(わな管理業務)の内容(餌まき、見回り、捕獲した個体の処分場までの運搬・処分、わなのメンテナンス、草刈り等)と市が雇用する有害鳥獣対策員の業務内容(有害鳥獣対策業務)が重複し二重に支出しているとの指摘について

有害鳥獣駆除業務委託契約書の仕様書において、委託経費の内容として、 ①イノシシ捕獲用わなの管理(餌の調達、餌まき、見回り、捕獲した個体の 止め刺し、処分場までの運搬、処分、捕獲わな及び捕獲わな周辺の管理)、② イノシシ以外の有害鳥獣の駆除、③その他市が必要とするものとしている。

一方、有害鳥獣対策員の任用通知書では、業務内容として、有害鳥獣対策業務、山林及び林業施設の監視見回り、森林保全及び林業振興業務としている。

また、有害鳥獣対策員は、上記仕様書の①イノシシ捕獲用わなの管理のうち、餌の調達、捕獲した個体の止め刺しについては、業務として実施しておらず、市が設置したわな 106 基(令和 5 年度当初)のうち、市内西側のわな 50 基分の餌まき、見回り、わなのメンテナンス等の業務を実施し、一般社団法人玉野駆除会へ業務委託する市内東側のわな 56 基分と市域を分けて実施している。

以上のことにより、有害鳥獣駆除業務の経費内容が、有害鳥獣対策員の業務 内容と重複し二重に支給しているとはいえない。

(2) 有害鳥獣捕獲奨励金は、計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため 交付するもので、この被害防止施策は、有害鳥獣駆除業務委託に含まれてお り、二重に支出しているとの指摘について

有害鳥獣駆除業務委託料は、仕様書に記載する経費(餌の調達、餌まき、見回り、わな周辺の環境整備等)に対して支払われる。

一方、有害鳥獣捕獲奨励金は、玉野市鳥獣被害防止計画に基づく被害防止施 策を適切に実施するため、市交付要綱に定める岡山県岡山地区猟友会玉野分会 及び地区のイノシシ捕獲隊を補助事業者として、イノシシ等の有害鳥獣の捕獲 実績に応じて交付している。

なお、有害鳥獣捕獲奨励金は、報奨的観点から、別途捕獲実績に応じて交付 されているものと認識している。

以上のことにより、有害鳥獣駆除業務委託料と有害鳥獣捕獲奨励金は、支出 の性質が異なるものであり、二重に支給しているとはいえない。 (3) 有害鳥獣駆除業務(巻き狩り・緊急出動対応業務)のうち、巻き狩り業務 で捕獲したイノシシ等に対する有害鳥獣捕獲奨励金の支出は適切ではないと の指摘について

巻き狩り業務は、イノシシ等の有害鳥獣を四方から囲み、追い込んで捕ら える狩りの方法であり、委託料は、巻き狩り1回あたりの参加人数に単価 (3,000円)を乗じた額を支払っている。

一方、有害鳥獣捕獲奨励金は、市交付要綱に基づき、捕獲実績に応じた額を 支払っている。

以上のことにより、巻き狩り業務の参加実績に応じて支払う有害鳥獣駆除業 務委託料と、捕獲実績に応じて支払う有害鳥獣捕獲奨励金は、支出の性質が異 なるものであり、二重に支給しているとはいえない。

(4) 有害鳥獣駆除業務(巻き狩り・緊急出動対応業務)のうち、緊急出動対応 業務は、有害鳥獣対策員が対応しており、委託料で支払うのは適当ではない。 理由として、緊急出動対応業務は、交通事故等が主な業務で、道路であれば 道路管理者が処理すべきであり、死んでいれば環境保全課が対応すべきである との指摘について

緊急出動対応業務は、交通事故により交通の支障となる個体の駆除・運搬や 市街地にイノシシ等が出没した際の対応等を実施するものであり、委託料は、 緊急出動対応1回あたりの出動人数及び出動時間に単価(2,200円)を乗じた 額を支払っている。

警察や市民等から通報を受けた市(農林水産課)は、有害鳥獣対策員に緊急 出動を命ずることとしているが、対策員が即応できない場合において、委託先 である一般社団法人玉野駆除会に出動を要請している。

また、一般社団法人玉野駆除会から提出された緊急出動活動費請求書における活動者の欄に、有害鳥獣対策員の実績は記載されておらず、へい死獣の処理については、道路や施設等の管理者が行っており緊急出動活動費の実績として計上されていない。

なお、令和5年度のへい死獣を除く箱わな以外の捕獲実績(2月末日現在)は、道路29件、水路12件、山林2件、畑1件及び宅地1件である。

以上のことにより、有害鳥獣駆除業務委託料が、有害鳥獣対策員の報酬と重 複し二重に支給しているとはいえない。

6 結論

請求内容について、実査、検討した結果から、鳥獣被害対策事業において、同一の業務に対して委託料(有害鳥獣駆除業務委託料)、奨励金(有害鳥獣捕獲奨励金)及び人件費(有害鳥獣対策員報酬)の支払いが重複払いされているとはいえず、財務会計上、市に財産的な損害が具体的に発生した、またその恐れがあるとは認められない。

以上のことから、本件玉野市職員措置請求については、請求人の主張には理由 がないものと判断し、請求を棄却する。

7 監査委員の意見

監査の結果は上記のとおりであるが、次のとおり意見を述べる。

本件鳥獣被害対策事業については、農林水産課所管のもと、イノシシ等の有害 鳥獣の捕獲による農作物の被害防止と農業経営の安定を図るため、玉野市と岡山県 岡山地区猟友会玉野分会、及び一般社団法人玉野駆除会並びに地区のイノシシ捕獲 隊が連携して実施してきた事業であり、一定の評価ができると見込まれる。

しかしながら、現在その運用において、市が雇用する有害鳥獣対策員については、岡山県岡山地区猟友会玉野分会及び一般社団法人玉野駆除会の双方にも属している。この猟友会玉野分会及び玉野駆除会は、鳥獣被害対策事業において重要な役割を担う団体ではあるが、現在の体制では、猟友会玉野分会及び玉野駆除会の業務と市の業務との境界が曖昧となっていることから、早急に体制の見直しを行う必要があると考える。

そのようなことから、業務執行の適正さに対して、市民から、今回のような疑問や不信を生じる要因となっていると思料される。

今後は、本件鳥獣被害対策事業の目的に沿って、市民への説明責任を果たし、 また、一層効果的な事業となるよう、同事業の実施体制、委託経費及び業務や補助 制度の内容を精査し、改めるべき内容は見直しを図りながら、速やかに改善を行い、 市民の信頼確保に努められたい。